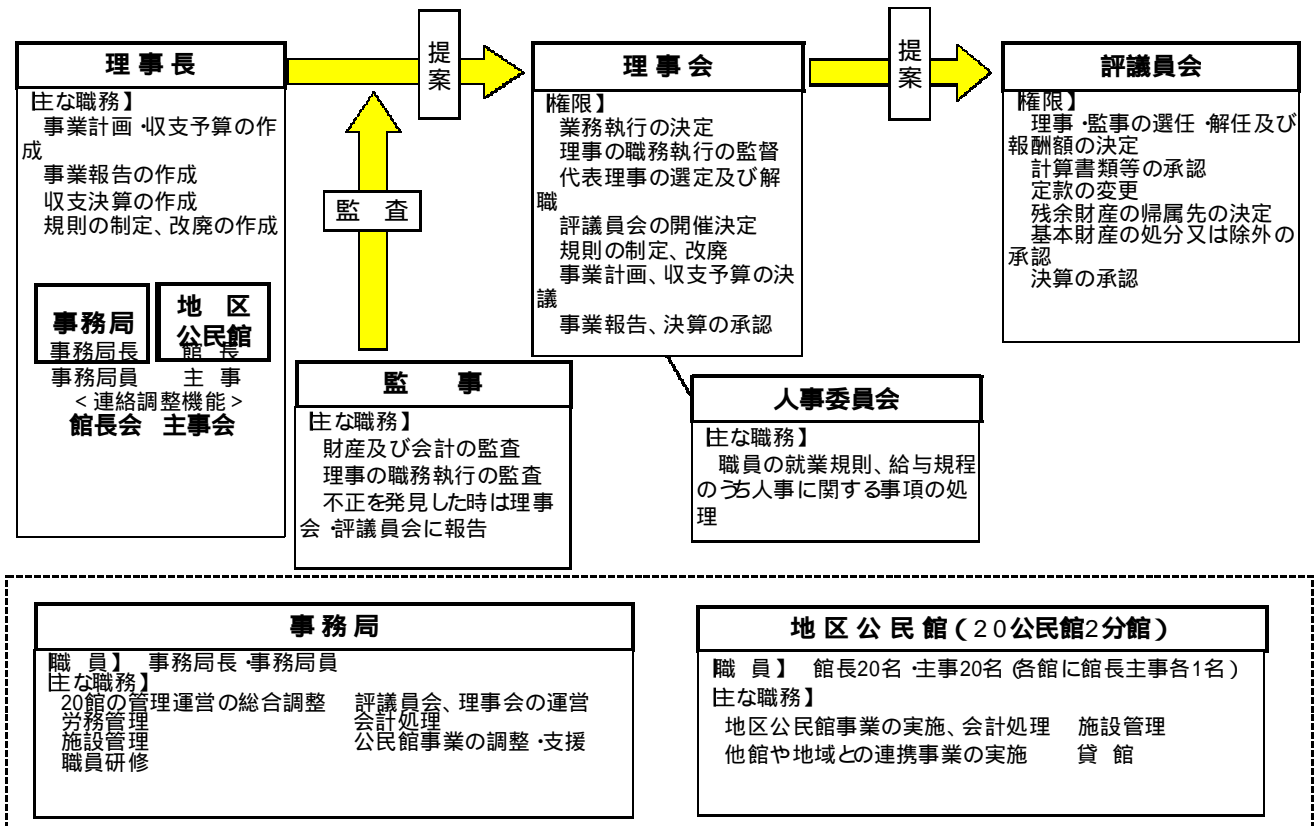


一般財団法人日田市公民館運営事業団の概要

基本事項

項目	内容
名称	一般財団法人日田市公民館運営事業団
事務所	日田市上城内町 2番 6号 (中央公民館 1階)
設立者	日田市長
定款認証日	平成23年2月4日
登記成立日	平成23年2月16日
基本財産	3,000,000円
評議員	8名以上 10名以内 任期: 選任後 4年以内の最終年度の定時評議員会まで
理事	8名以上 10名以内 任期: 選任後 2年以内の最終年度の定時評議員会まで
監事	2名以内 任期: 選任後 4年以内の最終年度の定時評議員会まで
事業年度	毎年 4月 1日から翌年の 3月 31日まで

組織体制



目的・事業

目的

日田市が設置する公民館等の管理運営及び事業を行うことより、市民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、もって市民の生涯学習活動の振興、市民参加のまちづくりの促進に寄与することを目的とする。

- (1) 日田市から指定を受けた公民館等の管理運営
- (2) 市民に対する多様な学習機会の提供
- (3) 市民の学習成果の評価・発表・活用に関する事業
- (4) 市民参加のまちづくりの促進に関する事業
- (5) その他目的を達成するために必要な事業

事業計画

事業実施方針 (1) 市民に開かれ、利用しやすい施設の管理運営
(2) 生涯学習の総合的支援
(3) 市民参加のまちづくり活動の支援

事業 (1) 幼児学習の推進 (2) 青少年学習の推進
(3) 成人学習の推進 (4) 高齢者学習の推進
(5) 社会人権同和学習の推進 (6) 家庭教育学習の推進
(7) 学社連携事業の推進 (8) 地域づくり事業の推進
(9) 学習成果の発表機会の提供

指定管理施設一覧

地区公民館

- | | | | | |
|-----------|-----------|-----------|----------|-----------|
| 1 咸宜公民館 | 2 桂林公民館 | 3 日隈公民館 | 4 若宮公民館 | 5 三芳公民館 |
| 6 高瀬公民館 | 7 光岡公民館 | 8 朝日公民館 | 9 三花公民館 | 10 西有田公民館 |
| 11 東有田公民館 | 12 小野公民館 | 13 大鶴公民館 | 14 夜明公民館 | 15 五和公民館 |
| 16 前津江公民館 | 17 中津江公民館 | 18 上津江公民館 | 19 大山公民館 | 20 天瀬公民館 |

分館

- | | |
|--------------|--------------|
| 21 天瀬公民館東溪分館 | 22 天瀬公民館五馬分館 |
|--------------|--------------|

その他

- 23 中津江ホール (中津江公民館)